

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～四 略〕

改 正 前

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第一百五十二条の二十二 「同上」

〔一～四 同上  
「号を加える。」〕

五 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）について当該顧客の知識、経験、財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしている場合（当該顧客に対し契約締結前交付書面（外貨預金等に係る特定預金等契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等書面、第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。以下この号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。）に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法によ

り提供している場合において、次に掲げる要件の全てを満たすと  
きに限り、当該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつ  
た場合を除く。)

イ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の使  
用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見や  
すい箇所に第百五十二条の二十に規定する方法に準じて表示さ  
れるようにしてること（当該閲覧に供する方法が第百五十二  
条の六第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を  
除く。）。

ロ 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取引  
を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間  
に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了  
する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）  
、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態  
に置く措置がとられていること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規  
定並びに第百五十二条の六及び第百五十二条の七の規定は、前項第  
一号の規定による外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定に  
よる契約変更書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

5 第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項  
を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項の第百  
五十二条の六第一項各号に掲げる方法による提供をし、これらの事

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規  
定並びに第百五十二条の六の規定は、前項第一号の規定による外貨  
預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交  
付について準用する。

〔3・4 同上〕  
〔項を加える。〕

項について説明をすること（第一号の質問例に基づく顧客の質問に  
対して回答をすることを含む。）をいう。

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項（第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るものに限る。）のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なもの概要及びこれに関する質問例

二 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき旨  
三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百五十二条の二十六　【略】

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第一百五十二条の六及び第一百五十二条の七の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百五十二条の二十六　【同上】

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第七条の三の規定並びに第一百五十二条の六の規定は、前項第三号ロの規定による書面の交付について準用する。

〔3・4 同上〕

備考　表中の「」の記載は注記である。